

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月12日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所 管理部長 渡邊修一

1. 件名

係留式ブイ等保守点検業務(単価契約)

2. 契約方式

一般競争入札

3. 入札参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 該当年度の全省庁統一資格において、資格を有すると認められている者であること。
資格を有しない者にあつては、入札の日時までに資格審査結果通知書(写)を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。
- (3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

4. 仕様

別添「仕様書」のとおり。

5. 入札申込書等について

- (1) 入札に参加しようとする者の義務
入札に参加しようとする者は、入札申込書(別紙様式)を提出しなければならない。
- (2) 入札申込書の提出期限
令和8年4月6日(月) 17:00
- (3) 提出場所及び問合せ先
〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号
公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 管理部 黒田 幸子
電話0175-22-9111 FAX0175-22-9112
- (4) 提出方法
郵便(一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法による)

6. 入札及び開札

- (1) 入札方法 郵便による入札とする。
- (2) 日時 令和8年4月15日(水) 10:00～
- (3) 場所 公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所会議室
- (4) 入札保証金 免除する。

7. その他

- (1) 詳細は、「入札説明書」による。
- (2) 契約締結情報(名称、締結日、相手方、金額等)を当財団ホームページに掲載する場合があります。

入札申込書

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団
むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

私は、本入札参加要領の参加資格要件等をすべて満たしており、「係留式ブイ等保守点検業務」に係る入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

1. 入札件名

係留式ブイ等保守点検業務（単価契約）

2. 申込人

住 所 〒 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(登録済みの印)

3. 担当者及び連絡先

(1) 担当者

(2) TEL

(3) FAX

係留式ブイ等保守点検業務仕様書

公益財団法人日本海洋科学振興財団

第一章 業務概要

1.1 件名

係留式ブイ等保守点検業務（単価契約）

1.2 契約範囲

- 1) 海洋観測ブイ（名称「係留式ブイ」）等の保守点検に係わる作業
- 2) 提出書類等の作成

1.3 対象物

以下、2基の係留式ブイ

- 1) 北側係留式ブイ※1

※1：許可標識名：むつ小川原港海洋観測 A 施設灯

- 2) 南側係留式ブイ※2

※2：許可標識名：むつ小川原港海洋観測 B 施設灯

1.4 履行場所

青森県上北郡六ヶ所村 むつ小川原港港域内に設置された北側係留式ブイ及び南側係留式ブイ 他（2.3 ブイの設置位置及び 2.8 支給品及び貸与品の受取り及び返却 等 参照）

1.5 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで（2.4 保守点検作業内容等 参照）

1.6 概要

本業務は、公益財団法人日本海洋科学振興財団が管理する2基の係留式ブイ並びにそれらに搭載されている機器等の運用を確実にを行うことを目的として、保守点検業務を行うものである。

1.7 担当部署

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所

所在地：青森県むつ市港町4番24号

電話：0175-22-9111

第二章 保守点検業務仕様

2.1 適用

本仕様書は、公益財団法人日本海洋科学振興財団（以下「財団」という。）が管理する北側係留式ブイ（以後「北ブイ」と称す）及び南側係留式ブイ（以後「南ブイ」と称す）並びにそれらに搭載された観測機器等の運用を確実に実施するために必要となる保守点検業務に関して必要な事項を定めるものである。

以後、両ブイの総称を「ブイ」とし、ブイに搭載された観測機器等の総称を「搭載機器」とする。

2.2 ブイ及び搭載機器等

ブイの寸法等は、別紙-1 参照。搭載機器は、別紙-2 及び別紙-3 を参照。

2.3 ブイの設置位置

1) 北ブイ

北緯 40 度 58 分 08 秒 東経 141 度 24 分 54 秒

2) 南ブイ

北緯 40 度 57 分 26 秒 東経 141 度 25 分 03 秒

2.4 保守点検作業内容等

- 1) 受注者は、別紙-4 に示す保守点検要領に従って保守点検作業を行うこと。
- 2) 履行期間内に実施する保守点検作業の回数は、以下とする。点検の実施日は、財団と受注者が協議の上、決定する。なお、早急な対処が必要な事案（事故及び重大な故障等）に対しては、下記以外に緊急的な保守点検を要請する場合がある。その場合の人員の構成については、受注者と財団が協議の上、決定する（財団職員は同行）。また、保守点検作業実施日（現地集合後）に天候の急変などによって作業中止とした場合、その後の対応等に関しては、受注者と財団が協議の上、決定する。

・保守点検回数： 12 回を予定

2.5 保守点検作業実施時間

保守点検作業は、原則として、日出から日没までの間に実施することとし、夜間作業は行わない。

2.6 打合せ

受注者は、保守点検作業の前日までに財団と事前打合せ（実施日時及び作業内容等）を行うこと。

2.7 支給品、貸与品及び作業船

- 1) 保守点検作業に必要な消耗品等は、財団が支給する（別紙-5 参照）。
- 2) 支給された消耗品等を保守点検作業に関する用途以外で損失した場合は、受注者の負担において現物賠償するものとする。
- 3) 保守点検作業に必要な機材等は、財団が貸与する（別紙-5 参照）。
- 4) 貸与された機材等を損失または損傷した場合は、受注者の負担において現物賠償するものとする。
- 5) 業務に必要な作業船については、財団が手配する。作業船の基地港（出入港する港湾施設）は、ブイ設置海域最寄りの港湾とし、受注後、財団が指示する。

2.8 支給品及び貸与品の受取り及び返却

受注者は、保守点検作業実施日までに、作業に必要な資機材等（支給品及び貸与品）を財団から受け取ること。また、保守点検作業実施後、速やかに資機材等（海水試料を含む）を返却すること。受取り及び返却場所は、公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 試験研究棟（青森県むつ市港町38-1）を原則とする。

2.9 業務従事者

- 1) 受注者は、本業務の履行に必要な技術知識、経験を有する者を点検技術者及び作業員にあてること。以後、総称して「点検員」という。
- 2) 点検技術者とは、現場における保守点検作業の責任者であって、作業員に作業の指示及び指導等を行う者をいう。
点検技術者は、灯火等の航路標識機器及びそれに関連する機器等に関して、製造、設置、調整又は保守業務に従事した経験を有する者であること。
- 3) 作業員とは、点検技術者の指揮のもと保守点検作業に従事する者をいう。
作業員は、海上作業に従事した経験を有する者であること。
- 4) ブイの保守点検作業の実施にあたっては、点検技術者 1 名、作業員 3 名程度*をもって行うこと。

※基本的に3名とするが、実施回の作業内容及び緊急的保守等によって、人員変更する場合もある（財団と協議の上）。

2.10 保守点検作業実施にあたっての注意事項等

- 1) 保守点検作業の実施にあたっては、ブイの運用を休止（灯火機能の停止等）

させてはならない。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2) 搭載機器に関する作業は（昇降及び清掃等）、機器が損傷または損失しないよう留意すること。また、損傷または損失した場合は、遅滞なく財団に報告し、対処について指示を受けること。
- 3) 受注者は、保守点検作業に関して財団職員の同行が必要である場合、または、財団から財団職員同行の要請があった場合、保守点検作業に当該職員を同行させること。
- 4) 点検員は、保守点検作業時、ブイの状態を把握し、記録すること。
- 5) 点検技術者は、保守点検作業終了時、財団に連絡すること。
- 6) 点検員は、天候または災害によって業務の遂行が困難と思われる場合、財団に報告し、指示を受けること。ただし、緊急に対処が必要な場合は、この限りではない。
- 7) 点検員は、保守点検作業中において、施設等に異常状態が発生し、または発生が予想される場合は、速やかに財団に報告し、指示を受けること。緊急に対処が必要な場合は、この限りではない。

2.11 安全管理

- 1) 現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において行うこと。
- 2) 作業計画に際しては、綿密かつ無理のない工程や安全対策の準備を行い、安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図ること。
- 3) 点検員は、保守点検作業を履行するにあたり、常に安全管理に心掛け、感電、落水及び酸欠等の事故に十分注意し、保安防具等を必ず着用すること。
- 4) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を財団に報告すること。

2.12 適用法規・規格基準

本業務の履行にあたっては、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- 1) 労働安全衛生法
- 2) 航路標識法
- 3) 電波法
- 4) その他の関係法令

2.13 提出書類

- 1) 点検員名簿 1部（契約後、速やかに）
- 2) 業務計画書 1部（契約後、速やかに）
 - ・ 工程表

- ・ 履行体制（点検組織、連絡体制等）
 - ・ 安全管理
 - ・ その他、必要な事項
- 3) 保守点検記録表 1部（作業終了後（毎回））
- 4) 保守点検記録写真 1部（作業終了後（毎回））

2.14 検収

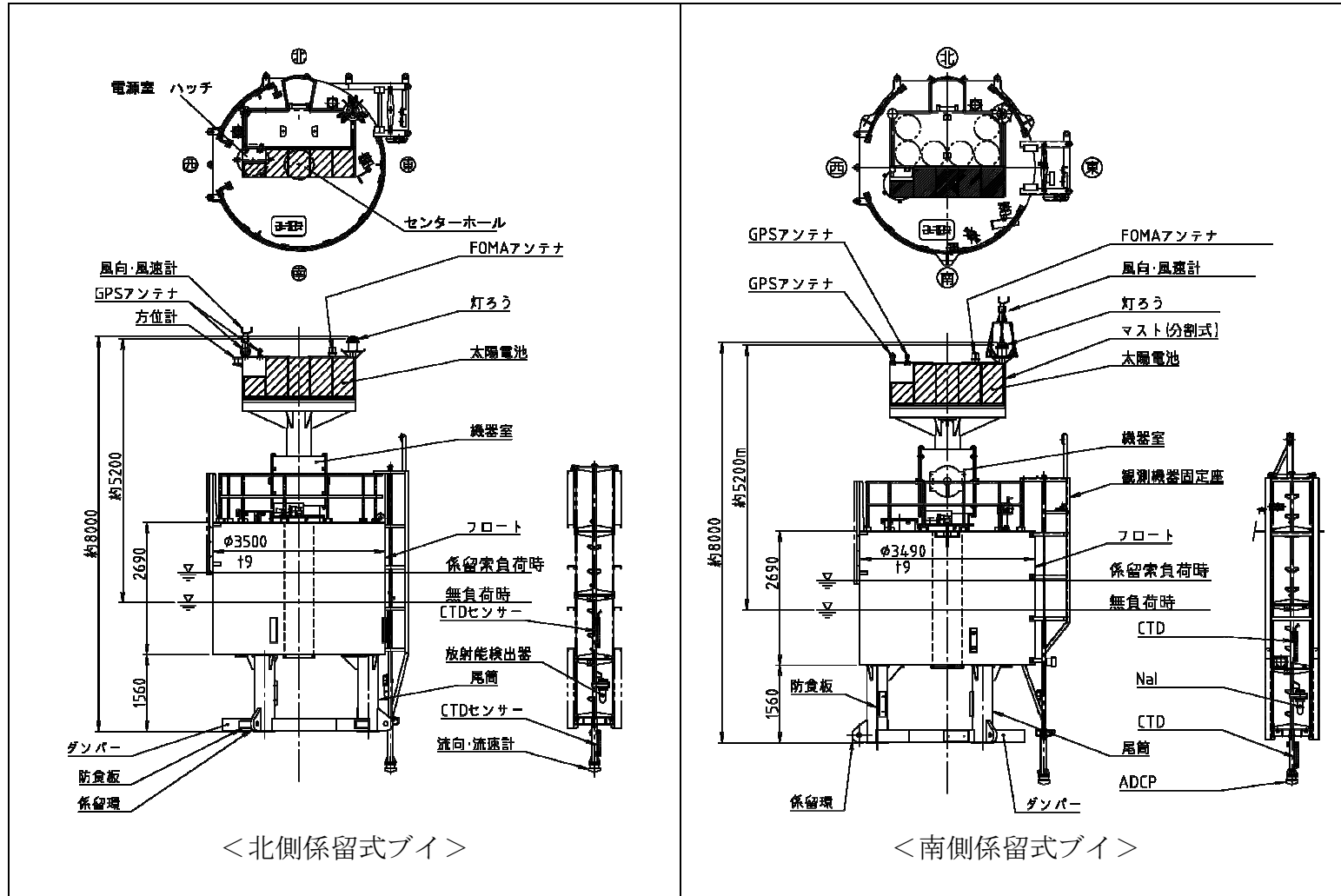
保守点検作業終了後（1回毎）、財団に対して終了の報告を行い、それに基づいて財団むつ海洋研究所内にてブイから送信される観測データ等が正常であることの確認及び仕様書に定める書類（2.13 提出書類 4）及び5））の提出をもって検収とする。

ただし、緊急的に保守点検を実施した場合（2.4 保守点検作業内容等 参照）、財団が指示した緊急対応の履行の確認をもって検収とする。

2.15 疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

係留式ブイ 浮体構造及び搭載機器設置位置



別紙-2

搭載機器（保守点検対象機器）

	北ブイ	南ブイ
喫水下	<ul style="list-style-type: none"> ・流向流速計 ・水温塩分計×2 台 (水深 4.0m×1 台、水深 20.0m×1 台^{※1}) ・NaI 放射線検出器 	<ul style="list-style-type: none"> ・流向流速計 ・水温塩分計×2 台 (水深 4.0m×1 台、水深 35.0m×1 台^{※1}) ・NaI 放射線検出器
喫水上	<ul style="list-style-type: none"> ・風向風速計 ・GPS（アンテナ含む） ・通信機器（アンテナ含む） ・データロガー ・充電制御器 ・灯火監視装置 ・鉛蓄電池 ・太陽電池パネル ・灯火 ・水中センサ昇降用ウインチ×2 台 (電動式×1 台、手動式×1 台) ・水温塩分計吊下げ索及びその関連機材（滑車等） ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向風速計 ・GPS（アンテナ含む） ・通信機器（アンテナ含む） ・データロガー ・充電制御器 ・灯火監視装置 ・鉛蓄電池 ・太陽電池パネル ・灯火 ・水中センサ昇降用ウインチ×2 台 (電動式×1 台、手動式×1 台) ・水温塩分計吊下げ索及びその関連機材（滑車等） ・その他

※1：浮体からセンサ用係留索にて吊り下げ

別紙-3

係留式ブイに搭載された観測機器（水中）の寸法及び重量等

●水温塩分計

①寸法・重量

526.5 mm(W)×139.7 mm(H)×67.3 mm(D)

約 4.0kg

②ブイ甲板上への揚収法

<北ブイ>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

・電動キャプスタンによる巻上げ（水深約 20.0 m に設置）×1 台

<南ブイ>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

・電動キャプスタンによる巻上げ（水深約 35.0 m に設置）×1 台

●流向流速計

①寸法・重量

φ228.0 mm×201.5 mm(H)

約 13.0kg

②ブイ甲板上への揚収法

<北ブイ>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

<南ブイ>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

●NaI 放射線検出器

①寸法・重量

φ168.0 mm×480.0 mm(H)

約 7.5kg

②ブイ甲板上への揚収法

<北ブイ>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

<南ブイ>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

別紙-4

保守点検要領 (1)

項目	個所	点検・保守実施内容	作業間隔		備考	
			1ヶ月	6ヶ月		
ブイ保守点検	浮体	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形、塗装剥離及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業 	●		喫水下は除く	
	機器室	<ul style="list-style-type: none"> ・内部漏水の有無による水密性の目視確認 ・収納機器の汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守の実施 	●			
	ブイ名	<ul style="list-style-type: none"> ・変色及び剥離等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業 	●			
	灯部	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスカバー及び固定台座の汚損、破損、変形、内部結露及び腐食等の有無を目視確認 ・日光弁及び点滅器等の動作確認（日光弁を夜間状態にし、機器の動作を確認） ・清掃及び保守作業 	●			
搭載機器保守点検	観測機器等	喫水下	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・ケーブル及びコネクタの汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業（部品交換等を含む） 	●		手動ウィンチ及び電動キャブスタンにより、ブイ甲板上に揚げる。

保守点検要領 (2)

項目	個所	点検・保守実施内容	作業間隔		備考	
			1ヶ月	6ヶ月		
搭載機器保守点検	観測機器等	喫水上	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・ケーブル及びコネクタの汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業（部品交換等を含む） ・手動ウィンチ及び電動キャプスタンの動作確認及び整備 	●		
		機器室	<ul style="list-style-type: none"> ・データロガー内にセットされている電子記録媒体（コンパクトフラッシュ等）の交換 	●		
	電源及び灯火監視装置等	電源室	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛蓄電池、配線及び端子ネジ等に変形、損傷、劣化、腐食及び緩み等がないか確認 ・充電制御装置の正常稼働を確認 ・電源電圧の測定 ・清掃及び保守作業 		●	
		機器室	<ul style="list-style-type: none"> ・灯火監視装置の正常稼働を確認（疑似異常により、動作を確認） ・清掃及び保守作業 		●	
		灯部	<ul style="list-style-type: none"> ・灯質測定（灯質が規定値にあるかをストップウォッチ等にて測定） ・灯部ガラスケース内の清掃及び保守 		●	<灯質> 北ブイ：モールス符号白光 毎15秒「U」 南ブイ：モールス符号白光 毎15秒「U」
	水温塩分計吊下げ索等	喫水下	<ul style="list-style-type: none"> ・水温塩分計吊下げ索に摩耗、損傷及び劣化等がないか確認 ・シャックル等の接続器具に摩耗、損傷、腐食及び劣化等がないか確認 ・シンカー及びチェーンに摩耗、損傷、腐食及び劣化等がないか確認 ・清掃及び保守作業 		●	・北ブイ ・南ブイ

別紙-4

保守点検要領 (3)

項目	個所	点検・保守実施内容	作業間隔		備考
			1ヶ月	6ヶ月	
保守点検用海水の採水	ブイ直近	・ブイ直近の海水試料を採取	●		水温・塩分計の精度確認に用いる
南ブイ係留索交換に係わる保守	北ブイ	・観測機器等の取外し（ブイ等撤去工事） ・観測機器等の設置（ブイ等設置工事） ・クレーン吊上げ時のブイ各部の養生	※	※	※撤去工事及び設置工事の実施日に作業を行う。実施日については財団が指示する。

支給品及び貸与品一覧表

	品 目	数 量
支給品	<ul style="list-style-type: none"> ・結束バンド（インシュロック帯）及びステンレスホースバンド ・シリコングリス、潤滑油 ・洗剤及び洗浄用具（スポンジ等） ・キムタオル及びウェス ・ロープ及びビニールテープ類 ・乾電池類 ・燃料（ガソリン） ・その他 	財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する
貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ・安全防具 （ヘルメット、ライフジャケット及び手袋等） ・工具類 ・採水用具 （バケツ、ポンプ付ホース及び採水容器等） ・小型有線式水温塩分計 ・観測機器清掃用具（スクレッパー等） ・北ブイ及び南ブイ搭載水温塩分計昇降用機材 （携帯型発電機及び電源ケーブル等） ・ブイ及び搭載機器に関する交換部品等 ・その他 	点検員の人数に対応 1 式 1 式 1 台 財団が指定する 1 式 財団が指定する

入札説明書

係留式ブイ等保守点検業務

公益財団法人日本海洋科学振興財団

1. 契約担当部長の氏名及びその所属する担当部の所在地

(1) 契約担当部長

公益財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所 管理部長 渡邊修一

(2) 所在地

〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号

2. 契約内容等

(1) 契約件名

係留式ブイ等保守点検業務（単価契約）

(2) 契約内容（規格、仕様、数量、納期、納入場所等）

入札公告添付の「仕様書」のとおり。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 該当年度の全省庁統一資格において、資格を有すると認められている者であること。

資格を有しない者にあつては、入札の日時までに資格審査結果通知書（写）を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。

(3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

4. 入札仕様書の提出及び審査等

(1) 入札仕様書の提出

入札に参加しようとする者は、入札仕様書を次により提出する。

ア 入札仕様書

別紙1の記載例に基づき作成する。

イ 提出期限

第17項提出物等一覧のとおり。

ウ 提出場所

第16項問合せ先と同じ。

エ 提出方法

郵送（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法による）

(2) 入札仕様書に対する審査等

ア 提出した入札仕様書について、説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 審査不合格の場合は、令和8年4月7日（火）17:00までに通知する。

5. 入札説明会

なし。

6. 質問書の提出等

(1) 質問書の提出

公告（添付の仕様書を含む。）及びこの入札説明書に関し、質疑等がある場合には、別紙2の質問書を次により提出するものとする。なお、軽微な疑義であっても必ず質問書に記載すること。また、質疑等がない場合でもその旨を記載し提出すること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年4月1日（水）17:00まで

イ 提出場所

第16項の問合せ先に同じ。

ウ 提出方法

電送等によるものとする。

(3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、随時行う。

7. 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年4月15日（水）10:00～

(2) 場 所

青森県むつ市港町4番24号

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所会議室

8. 入札方法

(1) 総価で行う。

(2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く。）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札・開札の実施方法

(1) 共通事項

ア 入札参加者は、入札説明書及び仕様書、図面等を熟読のうえ入札しなければならない。

イ 前項の事項その他に関し、疑問点がある時は、事前に説明を求め十分承知しておかなければならない。

ウ 入札参加者は、その入札に関し、談合若しくは何ら協議をしてはならない。

エ 次の各号の一に該当すると認められる者は、入札に参加させないことがある。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事、製造等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げる目的をもって連合した者
- (ウ) 競争入札に参加することを妨害し、又は契約手続き若しくは契約を履行することを妨害した者
- (エ) 監督又は検査に際し、当財団職員の職務執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約手続き又は契約を履行しなかった者

オ 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

カ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

キ 入札参加者は、提出した入札書を書換え変更又は取消すことはできない。

ク 入札説明書及び仕様書、図面等は返却不要とする。

ケ 入札参加者は、全省庁統一競争参加資格資格審査結果通知書の写しを提出すること。

コ 入札額については、開札時に社名を含め、全て公表することとする。

(2) 入札書・内訳書の提出

ア 入札参加者は、別紙3の様式による入札書により入札すること。ただし、第1回の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

イ 内訳書の内容は、別紙4のとおり項目、数量、金額等を入れたもの、又は、当該書式に準じたものとする。

ウ 入札書・内訳書は二重封筒に入れ密封し、かつ、入札書等を入れた内封筒に法人名等（代理人氏名を含む）及び「令和8年4月15日開封（件名）の入札書在中」と朱書きし、郵送（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法）により、令和8年4月14日までに必着とする。

(3) 入札書の要件

ア 入札金額、契約件名、入札者の住所・会社名・氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載並びに入札者の押印がされていること（代理人が入札する場合は、代理人氏名の併記並びに押印がされていること）

ただし、入札者及び代理人が外国人の場合には、押印に代えて、自筆の署名とすることができる。

イ 入札金額の記載が明確であること。

ウ 入札金額を訂正していないこと。

エ 誤字、脱字、脱漏等により意思表示が不明確でないこと。

(4) 再度の入札

開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、再度の入札を行う。郵送による入札の場合は、電送（FAX）により再度の入札を行う。電送による再度の入札は、当財団からの連絡後30分以内に電送すること。

（FAXのあて先番号：0175-22-9112 本紙は速やかに郵送すること。）

再度の入札書については、予め社印と代表者印の押印をし、準備をしておくものとする（金額は当日、当財団から連絡があった後に記載する）。

再度の入札において、落札となるべき入札者がいないときは、最低入札価格提示者と随意契約に切り替え交渉を行う。

なお、最低入札価格提示者との交渉が不調になったときは、順次低入札価格提示者と交渉を行う。

(5) 同価の入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札に関係のない当財団の職員に「抽せん」させ、落札者を決定する。

(6) 入札に関する事項

代理人が入札する場合には、別紙5の様式による委任状を提出すること。

ただし、代表者から支店長等を経由し委任された入札者は、全ての委任に関する委任状を提出すること。

10. 入札の無効

次の各号に該当するものは、これを無効とする。

(1) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書

(2) 入札書の要件を満たしていない入札書

(3) 談合若しくは互いに何ら協議した入札書

(4) 同一の入札について、2通以上提出された入札書

(5) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理人をした者が提出した入札書

(6) 入札公告で定めた入札申込書を提出していない入札書

(7) 入札公告及び入札説明書で定めた「資格のない者」が提出した入札書（入札書の提出期限までに必要な資格を有すると認められた者を除く。）

(8) 所定の日時までには到着しなかった入札書（郵送を認められた場合）

(9) 電送（FAX）による再度の入札において、当財団から連絡後30分を超えた入札書

ただし、FAXの不調等やむを得ない場合であって、当財団に連絡のあった場合を除く。

11. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

12. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

14. 契 約

(1) 契約書は、当財団が作成する。

(2) 契約金額は、入札書に記載された金額の、100分の110に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該金額を切捨てた後に得られる

金額をもって、契約金額とする。

(3) 支払条件契約書による。

15. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本契約の相手方が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする事。

ウ 当財団に書面により速やかに報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生ずるおそれがある場合は、当財団と協議を行うこと。

(2) 当財団は、本契約の相手方が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

16. 問合せ先

(1) 入札手続きに関する事項

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 管理部

電話：0175-22-9111 FAX：0175-22-9112

担当者 黒田幸子

(2) 仕様書に関する事項

電話・FAX 前号に同じ。

担当者 海洋研究部 久慈智幸

17. 提出物等一覧

No	提出物	提出期限等	記事
1	質問書	令和8年4月1日(水) 17:00まで	様式:別紙2のとおり。
2	全省庁統一資格資格審査結果通知書又は、申請中の証明書類	令和8年4月6日(月) 17:00まで	写しを提出する。
3	入札仕様書		様式:別紙1のとおり。
4	使用印鑑届		様式:別紙6のとおり。 (過去3年以内に提出した者を除く)
5	参考見積書		内訳を含む。 機器名、型式を記載する。
6	入札書		様式:別紙3のとおり。
7	内訳書	郵送(一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法) 令和8年4月14日(火)まで必着	様式:別紙4のとおり。
8	委任状		様式:別紙5のとおり。
9	入札書(再度の入札書)	当財団からの連絡後30分以内にFAXをする。なお、本紙は速やかに郵送する。	FAX番号: 0175-22-9112

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団 殿

住 所 ○○○○○○○○
会社名 ○○○○○○○○
代表者名 ○○○○ 印

入 札 仕 様 書

件名： 係留式ブイ等保守点検業務(単価契約)

Large empty rectangular box for the bid details.

「係留式ブイ等保守点検業務（単価契約）」に係る質問書

令和 年 月 日

会社名			
連絡先	担当者名	TEL	FAX
質 問			
回 答			

入 札 書

1 件名 係留式ブイ等保守点検業務(単価契約)

2 保守点検(1回) 金 _____ 円也

(消費税は、含まず)

上記金額により、入札説明書及び仕様書を承諾のうえ入札いたします。

令和8年4月15日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

(代理人)

印

(委任状と同一印)

委 任 状

私は 印 を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 「係留式ブイ等保守点検業務（単価契約）」の入札に関する一切の件

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

令和 年 月 日

使 用 印 鑑 届

社印（社名が書かれた印・通常角印）
（なければ押印不要）

使用印（契約名義人が使用する印）
（必ず押印）